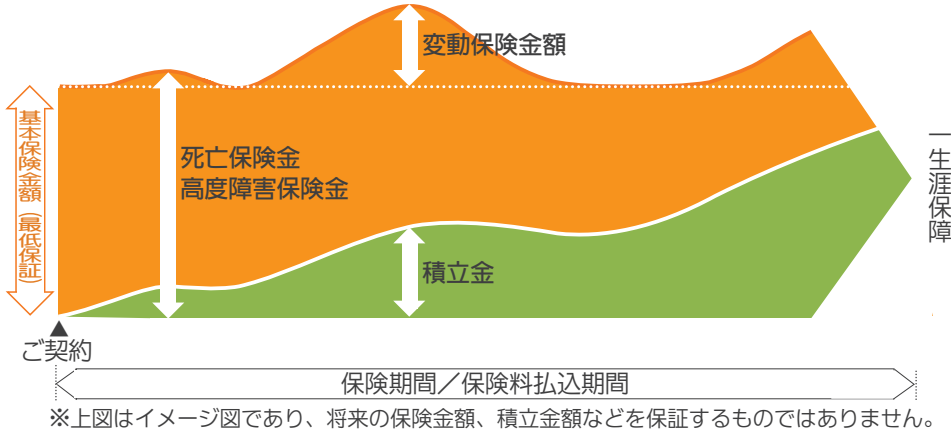


### 保険商品の特徴

万一（死亡・高度障害状態）のときの保障を一生涯確保できる、満期保険金のない商品です。  
また、この商品は保険金額、積立金額などが特別勘定の運用実績に応じて変動（増減）します。  
特別勘定の運用実績に応じて、死亡・高度障害保険金額\*が変動しますが、基本保険金額は最低保証されます。  
\*死亡・高度障害保険金額は、基本保険金額と変動保険金額の合計額となります。  
※詳しくは、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」をご確認ください。

### しくみ図（イメージ図）



### 保険金の支払事由

保険金	支払事由
死亡・高度障害保険金	保険期間中に死亡・所定の高度障害状態に該当したとき

※保険金をお支払いしたときは、ご契約は消滅します。また、死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

### 配当金

この保険に配当金はありません。

### 解約返戻金

- ご契約を解約された場合は、解約返戻金をお支払いします。
- 解約返戻金額は、特別勘定の運用実績に応じて毎日変動（増減）します。解約返戻金に最低保証はありません。
- 解約返戻金額は、エヌエヌ生命が解約に必要な書類を受付けた日の翌営業日における積立金額をお支払いします。ただし、解約に必要な書類を受付けた日の翌営業日における保険料払込年月数が10年未満の場合、解約控除の額を積立金額から差し引いた金額をお支払いします。

### 付加できる主な特約

名称	特徴
年金支払特約	保険金の全部または一部を年金でお受け取りいただくことができます。 ※ 年金額は支払事由発生日時点の基礎率（予定利率、予定死亡率など）などにより計算されます。
指定代理請求特約	被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が保険金などをご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わってあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。

※上記のほかにも、付加できる特約があります。

## ご契約者に負担いただく費用について

この保険にかかる費用は以下のとおりとなります。なお、これらの費用は将来変更される場合があります。

### ●保険契約関係費用

項目	控除する時期および費用など
① 保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用	特別勘定への繰入れの際、保険料から控除します。
② 保険料払込免除に関する費用	特別勘定への繰入れの際、保険料に対して <b>0.20%</b> を保険料から控除します。
③ 基本保険金額を最低保証するための費用	契約日および月単位の契約応当日に、積立金額から控除します。
④ 死亡保障などに必要な費用(危険保険料)	契約日および月単位の契約応当日に、積立金額から控除します。
⑤ 特別勘定運営費用	毎日その日の終わりに、積立金額に対して <b>年率0.10%</b> を積立金額から控除します。

※保険契約関係費用(上表①・③・④)は、被保険者の年齢、性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

※保険契約関係費用(上表③・④・⑤)は、保険料払込期間の満了後も積立金額から控除します。

### ●運用関係費用

特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額から毎日控除します。

特別勘定名	費用(信託報酬)
日本株式型(UL1)	投資信託の純資産総額に対して <b>年率0.0605%</b>
米国株式型(UL1)	投資信託の純資産総額に対して <b>年率0.323%程度</b>
欧州株式型(UL1)	投資信託の純資産総額に対して <b>年率0.2705%程度</b>
日本債券型(UL1)	投資信託の純資産総額に対して <b>年率0.154%</b>
外国債券型(UL1)	投資信託の純資産総額に対して <b>年率0.0825%</b>
マネー型(UL1)	投資信託の純資産総額に対して最大 <b>年率0.22%</b>

※運用関係費用とは、利用する投資信託にかかわる費用で、投資信託ごとに定められています。

※その他ご契約者に負担いただく費用として、信託事務に関する諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は投資信託の純資産総額から控除されます。したがって、ご契約者はこれらの費用を間接的に負担することになります。

※運用関係費用は、投資対象となる投資信託の変更、運用手法の変更、運用資産額の変動、消費税率の変更などにより将来変更される可能性があります。

※運用関係費用は、利用する投資信託に消費税などがかかる場合、それらを含む総額を表示しています。

### ●解約・基本保険金額を減額される際にご負担いただく費用(解約控除)

エヌエヌ生命が解約または減額に必要な書類を受付けた日\*の翌営業日における保険料払込年月数が10年未満の場合、保険料払込年月数により計算した額を、解約または減額に必要な書類を受付けた日の翌営業日における積立金額から控除します。

\*書類を受付けた日とは、完備された必要な書類が到着した日をいいます。

※解約控除は保険料払込年月数(年払・半年払の場合は、特別勘定に繰入れた年月数)、契約年齢、保険期間などによって異なるため、具体的な金額を表示することができません。

※定額払済終身保険への変更、定額延長定期保険への変更、自動定額延長定期保険への変更の場合なども、保険料払込年月数が10年未満のときは、変更後のご契約に充当する解約返戻金などに解約控除がかかります。

### ●年金支払特約および年金支払移行特約に関する費用(年金管理費)

毎年の年金支払日に、お支払いする年金額に対して、**1.0%**を責任準備金から控除します。

## 投資リスクについて

●この保険は、保険金額、積立金額などが運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額保険です。

●特別勘定資産の運用には、投資リスクがあります。投資リスクには、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、流動性リスク、信用リスク、カントリー・リスク、資産配分リスクなどがあります。

そのため、**株価や債券価格、為替などの変動により、積立金額、解約返戻金額などが払込保険料の合計額を下まわり、損失が生じるおそれがあります(積立金、解約返戻金に最低保証はありません)。**

●これらの投資リスクはすべてご契約者に帰属し、特別勘定資産の運用実績がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、エヌエヌ生命または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

●ご契約者が積立金の移転(スイッチング)を行った際には、選択した特別勘定の種類によっては運用方針や投資リスクなどが異なることがありますのでご注意ください。

●詳しくは「特別勘定のしおり」をご確認ください。

このご案内は、ご提案する商品の概要を説明しております。商品・規程などは資料作成日現在のものです。商品の詳細は、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご確認ください。

引受保険会社：エヌエヌ生命保険株式会社

〒150-6144 東京都渋谷区渋谷2-24-12 渋谷スクランブルスクエア 44F Tel:03-6892-1986

募集補助資料 S1049-001 資料作成日：2026年5月7日 NN-S26/01139